

那覇市当初課税業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

那覇市当初課税業務委託に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 委託業務概要

- (1) 件名 那覇市当初課税業務委託事業
- (2) 業務の目的 当初課税時期に集中する事務のうち徴税吏員以外の者が処理できる定型的な業務を民間事業者へ委託し、民間のノウハウを最大限活用することにより、適正な課税業務を行い、公平・公正な行政サービスを提供することを目的とする。
- (3) 業務内容
別紙「那覇市当初課税業務委託 仕様書」のとおり
- (4) 履行期間
業務準備及び引継ぎ期間 契約締結日から令和7年12月26日まで
業務履行期間 令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

2 見積上限額 20,325,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

※採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを求める。

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 那覇市入札参加資格名簿に登録されているかもしくは沖縄県内に本店、支店または営業所を有する者であること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの認証取得していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していないこと。

- (5) 都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 国税を滞納していないこと。
- (7) プロポーザルの公募開始日から参加資格審査までの期間において、那覇市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 経営の安定性
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者であること。
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (10) その他
 - その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと

5 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 参加希望者は、指定期日までに本市に参加申込みをし、本市から参加資格審査結果通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出したのち、優先交渉権者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、別に定める要領による選定の結果、評価が 1 位となった者を「優先交渉権者」、2 位となった者を「次点者」として選定し、期間を定めて優先交渉権者と契約締結に向けて、企画提案の内容をもとに契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 優先交渉権者等の選定に関する日程については、「16 スケジュール」のとおりとする。

6 募集内容

- (1) 参加表明書の提出
 - 参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式 1）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。
 - なお、期限までにプロポーザル参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。
- (2) 応募書類
 - ア プロポーザル参加表明書（様式 1）
 - イ 会社概要 資本金、所在地、業務内容、社歴、従業員数等が確認できるもの。様式は

問わない。パンフレットでも可

- ウ 誓約書(様式2)
- エ 市町村税の納税証明書(所在市町村税について滞納が無いことがわかるもの)
- オ 都道府県税の納税証明書(所在都道府県税について滞納が無いことがわかるもの)
- カ 国税の納税証明書(法人税、消費税等について滞納がないことがわかるもの)
- キ 法人の履歴事項全部証明書
- ク 事業者の印鑑証明書
- ケ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又はプライバシーマーク認証の写し
- コ 財務諸表 直近2年分(貸借対照表、損益計算書)

※那覇市入札参加資格名簿に登録されている場合はエ、オ、カ、キ、クは提出不要

(3) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和7年7月1日(火) 午後5時 必着

提出場所：那覇市企画財務部市民税課(本庁舎3階)

提出方法：市民税課窓口へ持参または書留郵送

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた書類は受け付けない。

※持参による受付時間は、平日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。

(4) 参加資格審査結果通知

本市は、受理したプロポーザル参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて確認し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書」(様式3)(※有資格者通知)又は「参加資格審査結果通知書」(様式4)(※無資格者通知)により、令和7年7月4日(金)までに参加希望者に通知するものとする。

(5) 参加を辞退する場合

参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式5)に必要な事項を記入し、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに提出するものとする。

7 説明会

参加者が本市の意向に沿った企画提案書の作成ができるよう、説明会を開催する。

(1) 説明会の日時及び場所

日時：令和7年7月9日(水) 午後2時

場所：那覇市役所本庁舎 7階 701A 会議室

(2) その他必要な事項

ア 説明会に参加予定の事業者は、説明会前日までに担当者へ連絡すること。

イ 公募に係る資料一式を持参すること。

※なお、那覇市役所駐車場は有料(60分以内100円)となりますのでご注意ください。

8 企画提案書の作成について

(1) 企画提案書等の作成要領

企画提案書の提出依頼を受けた参加者は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、考える最適な方策を企画提案書により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとする。

ア 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式6）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

イ 企画提案書

(ア) 別紙評価基準表の評価項目1～6の順に、評価のポイントに沿って作成すること。

(イ) 提出書類はA4版の横書きとし、印刷のカラー・白黒は問わない。

(ウ) 表紙は指定表紙（様式7）を使用すること。

(エ) 図及び表などが例外的にA4サイズに収まらない場合、A3サイズの使用も可能とする。

ただし、A3サイズを使用した場合には1枚につきA4サイズ2ページ分とみなし、ページ数をカウントする。

(オ) 文章部分のフォントサイズは、原則、12ポイントを使用する。その他の部分は、12ポイントを基準に適切なサイズとすること。

(カ) ページ番号をつけること。

(キ) 目次を作成すること。

(ク) 図及び表などには、文章による記載のどの内容に関わるものか、判読可能な図表番号をつけること。

(ケ) 専門知識を持たない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確に作成すること。

(コ) 企画提案書は表紙、目次を含め全体で30ページ以内とする。

ウ 見積書（様式8）

(ア) 人件費（消費税及び地方消費税抜き）

業務役職別（管理者、副管理者、従事者）にそれぞれの人件費額を1月から3月の各月ごとに記入すること。

※一人当たりの単価には、時給額のほかに各種手当や雇用主が負担する社会保険料、福利厚生費等の費用の内訳も含めて算出し記載すること。

※準備期間（契約締結日から12月26日）に係る人件費等の経費は「②その他経費」に項目別に記入すること。

(イ) その他経費（消費税及び地方消費税抜き）

算出の内訳等を記入すること。

(ウ) 総額（消費税及び地方消費税込み）

エ 業務実績調書（様式9）

(2) 提出書類及び提出部数

企画提案書等提出届(様式6)	1部
企画提案書	11部(正本1部、副本10部)
企画提案書(CD-ROM)	1枚
見積書(様式8)	1部
業務実績調書(様式9)	1部

(3) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和7年7月30日(水)午後5時必着

提出場所：那覇市企画財務部市民税課(本庁舎3階)

提出方法：市民税課窓口へ持参または書留郵送

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた書類等は受け付けない。

※持参による受付時間は、平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。

9 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

提出期限：令和7年7月16日(水)午後5時必着

提出書類：質問書(様式10)

提出場所：那覇市企画財務部市民税課(本庁舎3階)

提出方法：電子メール(e-mail:naha_z_siminz001【AT】city.naha.lg.jp)

※質問書はPDF化して提出すること。

※電子メールを送信した場合は市民税課(098-861-3328)へ電話連絡すること。

※メールアドレスの【AT】は@と置き換えてスペースは詰めてください。

回答方法：令和7年7月23日(水)までにホームページで回答する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 本募集要領、企画提案書等作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 見積額が見積上限額を超えた場合
- (5) 企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合
- (6) 本募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員(以下「委員」という。)等に対して本案件について接触した事実が認められた場合
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

11 ヒアリング等の実施

提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング(以下「ヒアリング等」という。)を次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 参加表明をした者の中から参加資格を確認した上で、あらかじめ定められた評価基準および審査方法により、提出された企画提案書を評価する。

イ ヒアリング等の順番は、提案書の受け付けた順番の逆の順番とする。

ウ 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

エ 提案辞退等により選定対象事業者が1者のみとなった場合であっても、ヒアリング等は実施する。

オ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

カ プロポーザル選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議は一切受けない。

キ ヒアリング等に必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、モニターは本市が用意する。

ク 本市は、ヒアリング等の内容を録画又は録音することができる。

※参加者が多数の場合は、質疑時間を短縮する場合があります。

(2) 実施日時及び場所

ヒアリング等の実施日時、場所については、企画提案書提出依頼時に併せて通知する。

12 審査項目及び審査基準

企画提案書及びヒアリング等により、別紙「評価基準表」で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

13 優先交渉権者の選定方法

(1) 委員ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。

(2) 各委員の合計点の平均が基準点に満たなかった参加者は、選外とする。

この場合において、評価した委員の3分の2以上の委員の合計点が6割以上の場合は、選外としないこととする。※基準点は60点とする。(価格点を除く)

(3) 選外となった参加者を除き、順位を第1位とした委員の数がもっとも多い参加者を優先交渉権者とし、次に順位を第1位とした委員の数が多い参加者を次点者に選定する。

(4) 上記(3)において、順位を第1位とした委員の数が同数の参加者が2者以上ある場合は、当該参加者の順位を第2位とした委員の数が最も多い参加者を優先交渉権者とする。

(5) 上記(4)において、順位を第2位とした委員の数が同数の参加者が2者以上ある場合は、当該参加者の順位を第1位とした委員の当該参加者に係る採点の合計が最も高い参

加者を優先交渉権者とする。

(6) (5)において合計点数が同点の場合、別紙「評価基準表」の評価項目3「業務手法」の点数が高い参加者を優先交渉権者とする。

(7) 公募の結果として参加者が1者の場合、(2)に該当する場合を除き、優先交渉権者とする。

14 審査結果の通知・公表

(1) 優先交渉権者を選定したときは、速やかに全参加者に対し、次の事項を審査結果通知書により通知するものとする。

ア 優先交渉権者及び次点者

イ 優先交渉権者にあつては、今後の契約手続の旨

(2) 審査結果の公表

優先交渉権者の選定後、すみやかに優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表するものとする。

15 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

協議の結果、契約内容について合意をした者(以下「契約予定者」という。)と業務内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を契約予定者から徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積金額を超えないこととする。

(2) 契約書について

契約書については、本市が用意したものを使用するものとする。

(3) 支払条件

履行確認後、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

16 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和7年6月3日(火)
仕様書等の交付	公告日～7月1日(火)
参加表明書提出期限	令和7年7月1日(火) 午後5時必着
参加資格認定通知日	令和7年7月4日(金) まで

仕様書説明会	令和7年7月9日(水) 午後2時
質問書提出期限	令和7年7月16日(水) 午後5時必着
質問書に対する回答	令和7年7月23日(水)
企画提案書提出期限	令和7年7月30日(水) 午後5時必着
ヒアリング (プレゼンテーション)	令和7年8月13日頃(企画提案書提出依頼と併せて通知)
企画提案書審査結果の通知	令和7年8月15日(金)
契約締結日(予定)	令和7年9月中旬予定
業務の履行期間	契約締結日から令和8年3月31日まで

17 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還せず、本市の所有物とする。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。ただし那覇市情報公開条例(令和5年7月14日条例34号)に基づく公文書の公開請求の対象となることに留意すること。
- (5) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

18 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所

那覇市企画財務部市民税課 本庁舎3階(平田、五月女)

電話: 098-861-3328(市民税課直通)

e-mail: naha_z_siminz001【AT】city.naha.lg.jp

※メールアドレスの【AT】は @ と置き換えてスペースは詰めてください。